

現行の感染症法等における課題・論点



令和3年12月17日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

主な課題 (案)

(課題1)

- 感染症対策に当たっては、厚生労働大臣が策定する基本方針に即して都道府県が定める予防計画を基に実施されるが、国・地方を通じて、行政による新型コロナウイルス感染症のような有事を想定した事前の具体的な計画を策定する仕組みがなかった。
- 人材・設備など患者を実際に受け入れ可能な病床に関する医療機関と自治体の認識共有が進まなかった。
- 新型コロナウイルス感染症以外の通常医療との両立を含めた地域の医療機関間の役割分担が明確ではなかった。

(課題2)

- 各医療機関では、日々の診療との関係において対応が難しい面があった。事実上、緊急包括支援交付金などの財政支援を行い、病床・人材確保等に関して医療機関の任意の協力を頼らざるを得なかった。

(課題3)

- 有事において医薬品、医療機器、個人防護具等の物資やワクチン接種等のための人材の確保に支障が生じた。

論点 (案)

- 1 行政機関、医療機関等においては、有事への対応のため平時からの綿密な準備が必要ではないか。
- 2 財政支援の予見可能性の向上、平時の備えから有事までの国や自治体の権限の強化が必要ではないか。
- 3 有事において物資や人材の確保が円滑に行われる仕組みを整備することが必要ではないか。

(2) 自宅療養者・宿泊療養者への対応

主な課題 (案)

- 健康観察や医療（外来医療、在宅医療）に関する都道府県（保健所設置市・特別区）の役割や責任が法令上不明確。
- 感染急拡大時に保健所の体制がひっ迫してしまった。地域の医療機関との連携した医療支援も十分でなかった。
- 都道府県は、必要に応じて、住民に身近な市長村と連携して自宅療養者・宿泊療養者への生活支援を行うこととされているが、支援が可能な市町村との情報共有や協力連携が進まなかった。
- 宿泊療養施設の確保や活用が進まなかった。



論点 (案)

- 自宅療養者や宿泊療養者に対して、健康観察や医療（外来医療、在宅医療）が適切に確保・提供される体制を整備することが必要ではないか。

主な課題（案）

（課題1）

- 検査の目詰まり、病床や宿泊療養施設の確保など、国の方針を迅速に地方（都道府県、保健所設置市・特別区）に徹底する手法がなかった。
- 国・地方間で迅速・統一的な情報の共有が進まなかった。

（課題2）

- 都道府県、保健所設置市・特別区間の意思疎通・情報共有を円滑に行うための法令上の仕組みがなく、広域的な対応が適切に行われない事例（市区の取組や状況を都道府県が把握できない、入退院等の運用に関する方針が一致しない等）があった。

（課題3）

- 患者である住民への生活支援のほか、一般住民への情報提供や相談対応などについて、市町村（保健所設置市以外）の役割が法令上不明確。

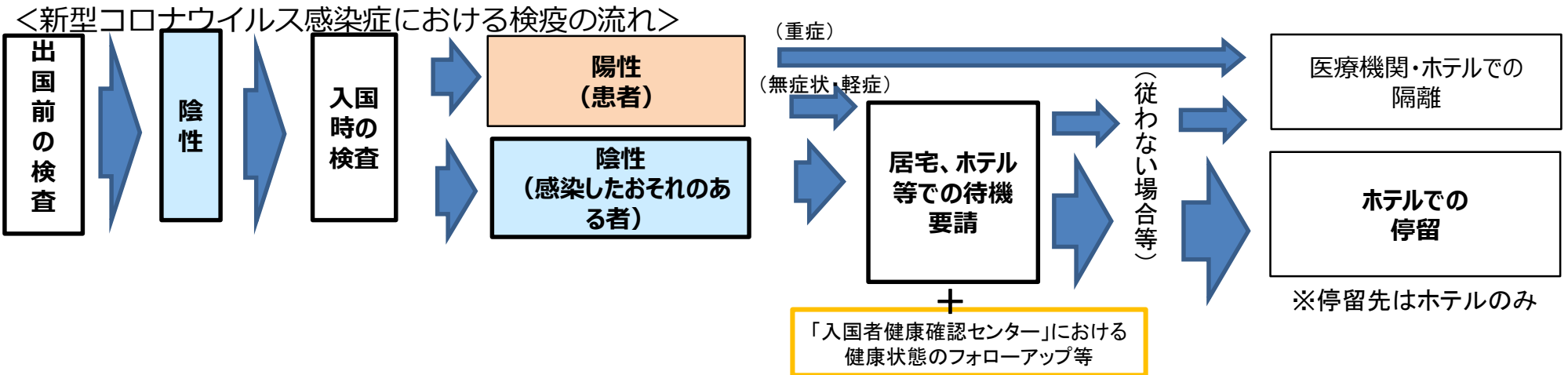
論点（案）

- 1 国の権限・関与の強化が必要ではないか。また、自治体や医療機関をつなぐ国の情報基盤を強化することが必要ではないか。
- 2 都道府県と保健所設置市・特別区間の連携確保や、都道府県の権限・関与の強化が必要ではないか。
- 3 有事における基礎的自治体としての市町村の役割の拡大や明確化が必要ではないか。

(4) 水際対策の強化

主な課題 (案)

- 検疫では、入国時に検査を実施し、陰性となった者等に対して、居宅等での待機を要請する。居宅等での待機について、協力要請により行っており、実効性が乏しい。
- 居宅等での待機要請に従わない場合等には、ホテルでの隔離・停留措置をとることができるが、隔離・停留場所への移送のための検疫官の権限や関係機関との協力連携について、法令上の規定がなく、検疫官による停留等の処分の執行を妨げる者が生じた場合に、事務の確実な執行が困難。
- ホテルなどの宿泊施設について、協力ベースでの借り上げにより確保しているが、協力の法的根拠がない中で、事業者等から理解を得られないことがある、検疫所で空港周辺の宿泊施設の確保に際して支障が生じることがある。



論点 (案)

- 居宅等における待機の実効性確保を含め、水際対策の強化が必要ではないか。